

## 国際トレンド



国際会計士連盟 (IFAC)  
中小事務所委員会メンバー

ひぐちなおふみ

樋口 尚文

国際会計士連盟 (IFAC)  
中小事務所委員会テクニカル・アドバイザー

おかだひろのり

岡田 博憲

# IFAC—中小事務所委員会 (SMPC) ニューヨーク会議報告

2019年10月21日から22日にかけて、国際会計士連盟 (IFAC)・中小事務所委員会 (Small and Medium Practices Committee: SMPC) の会議が、IFAC の本部 (ニューヨーク) において開催された。本稿では、会議の概要を報告する。なお、SMPC の会議は非公開であり、議題に関連する資料の公表も行われておらず、限られた内容であることに留意されたい。

## 1 イントロダクション

議長から開催の辞が述べられ、2019年6月のSMPC会議議事録の承認がなされた。

## 2 IFAC CEOによるIFACの戦略の説明

IFACのCEOであるKevin Dancy氏から、現行のIFACの戦略等について説明があった。

PAO (会計士団体) との連携が、IFACによる教育やテクノロジーへの対応において最も重要である。そして、SMPCやPAIBC (企業内会計士委員会) は、IFACの支援対象である実務家から構成される委員会であり、重要なステークホルダーとして考えている旨の説明があった。

現在の目線では、①テクノロジーや環境の変化、②上場会社の市場が縮小する可能性、③新たな企業報告へのニーズ、④将来のPAOは監査人以外が過半を占める可能性と示唆された。

また、質疑の過程で、SMPCの役割は、①複雑ではない企業 (LCE) の監査や倫理などへのインプット、②ガイダンス作成などの適用支援、③職業会計士の認知度向上において、IFACの戦略に従って施策を実行されたいと伝えられた。SMPCはPAOと連携して活動を推進していくことが求められる。特に、テクノロジーに関しては、「すぐにアクションを起こさなければ死を待つのみ」という表現を用いて警告されたのが特徴的であった。

## 3 SME-SMP作業計画

2019年のSMPCの活動報告と、IFACの戦略に沿った2020年の作業計画を承認した。

なお、SMPC委員長からも、グローバルな職業会計士の支援策の一環として、各国PAOと各メンバー又はテクニカル・アドバイザーの連携が、一層重要になる旨要請があった。

各国のSMPCメンバー又はテクニカル・アドバイザーは、基準設定へのインプット、デジタル化や事業構造転換などにお

ける小規模事務所支援や、中小事務所/中小企業の代弁者として、SMPCとPAOの相互のフィードバックにコミットする必要がある。

## 4 IESBAアップデート

IESBA(国際会計士倫理基準審議会)のシニア・テクニカル・ディレクターであるKen Siong氏及び副ディレクターであるDiane Jules氏から、IESBAの活動についてのアップデートが行われた。基本的には、IESBAボードメンバーである福川裕徳教授の会議報告<sup>i</sup>と同様となるため省略するが、報酬プロジェクトについて質疑が行われた。特に、PIE(Public Interest Entity)の報酬依存度問題(一定(15%)の依存度が続くと辞任するという報酬タスク・フォースの提案)について、学術文献などの証拠に基づく基準設定を行っているのかについて筆者が質問を行った。回答は、PIEは高い(strong)公共の利益を有するので、依存度が高い状況が5年を超えて監査契約を継続することは難しく、この理屈には、抗いがたいと考えられるという説明であった<sup>ii</sup>。

ほかには、非保証業務の提供に関して、海外の中小事務所は、被監査会社である中小企業に税務業務を同時提供しており、規程改訂の影響が大きいという意見があった。

## 5 PAOによる、中小事務所の将来の取組(中・伊・豪)

エディンバラ・グループ(EG)は、2019年1月に、報告書「変化する世界の未来の中小事務所(The SMP of the future in a changing world)」<sup>iii</sup>を発行した。この報告書によれば、中小事務所が、デジタル技術や規制・規制緩

和を含む環境変化に対応して、直面する課題と機会に取り組むことの必要性だけでなく、中小事務所の従業員とクライアントの両方に必要な技能と教育等についても取り上げている。2019年6月にSMPCは、この報告書について議論し、PAOと中小事務所の取組の多くは、追求する価値があるという意見に合意した。

### ① CICPA(中国注册会计师協会)

メンバーのDequan Yin氏が、CICPAによる会計事務所の情報化の取組についてのプレゼンテーションを行った。そのプレゼンテーションによれば、CICPAは、独自のリソースを使って情報データベースを構築し、会計事務所の情報化を加速させているとのことである。CICPAは、2011年から2015年の間に、会計事務所の情報化に対するインセンティブ政策を実施し、各種の監査ソフトウェアやデジタル監査ツールなどの業務運営ソフトウェアの開発に成功した15の事務所に対し、技術開発に貢献したとして、最高50万人民币(7万米ドル以上)を授与したとの説明があった。また、2013年以降、法規制、判例及びガイドラインなどの法的情報だけでなく、マクロ経済データ、産業データ、企業データ及び資本市場に密接に関連するその他のデータを提供する包括的なデータベース構築に数百万ドルを費やし、これらすべてを中国の中小事務所が利用できるようにしたとのことである。

### ② CNDCEC(イタリア勅許会計士協会)

メンバーのMatteo Pozzoli氏が、CNDCECによる中小事務所の情報化及びネットワーク化の取組についてのプレゼンテーションを行った。ここでは、CNDCECが、中小事務所のネットワーク化を支援し、学際的かつ多機能な実務を推進するための取組を開始したとの報告があった。このネットワーク化の取組

は、中小事務所と他の専門家の連携に焦点を当てており、他の専門家との「ソフトな」連携によって、地域の中小事務所の国際化のニーズに対応できると考えている。また、CNDCECは、イタリア政府が、国家の財政を改善するために奨励している電子請求書義務化<sup>iv</sup>の取組に対処することを会計士に推奨しており、会員の業務がより革新的でデジタル化されたものになることを支援している。

### ③ CPAオーストラリア

テクニカル・アドバイザーのKeddie Waller氏から、2019年10月に発行された、CPAオーストラリアが実施した顧客調査「CPAオーストラリアによる規制の負担に関する報告書(CPA AUSTRALIA'S REGULATORY BURDEN REPORT)」<sup>v</sup>の説明や、会員支援のための様々な取組についての報告があった。CPAオーストラリアは、eラーニング拠点を設立し、ビジネス・アドバイザーにおける中小事務所のスキルと知識の構築を支援するとともに、会計事務所構成員の経歴分析を行い、会計士がクライアントのために何ができるかについての情報を提供しているとのことであった。

## 6 タスク・フォース

SMPCでは、①小規模事務所支援、②基準の適用支援、③監査基準対応、④倫理対応などのタスク・フォースに分かれてメールや電話会議を用いて活動している。

### ① 小規模事務所支援

後述8参照

### ② 基準の適用支援

最近のISAの改訂を踏まえて、ガイダンスなどの更新を検討中である。ただし、IFACには人的資源がないため、CPAカナダなどの英語圏のPAOに業務を委託

することになる。一方、英語圏以外の委員からは、IFACのISAの適用ガイダンスは長いので(600頁以上)、PAO(ドイツ: IDW)が基準ごとにパンフレットを作成・配布し中小企業の監査に役立っているという事例の紹介があった。

### ③ 監査対応

ISRS4400の公開草案に関するコメントレターの検討を行った。

### ④ 倫理対応

「職業会計士に期待される役割及びマインドセットを促進するためのIESBA倫理規程改訂案」に関するコメントレターの検討を行った。

## 7 IAASBアップデート

IAASB(国際監査・保証基準審議会)の新議長となったTom Seidenstein氏から戦略及び作業計画について、テクニカル・ディレクターのWillie Botha氏からは基準開発の動向の概要について、説明があった。

戦略及び作業計画について、主に、①テクノロジーの進展や監査人の役割への期待に対処するための取組、②被監査会社の9割近くが中小企業であることからLCEの監査のプロジェクトへの取組、③IESBAとの連携の重要性などについて説明された。この過程で、中小事務所がステークホルダーであるにもかかわらず、ボードメンバーの構成は大手事務所出身者が中心ではないかというSMPCからの問いかけがあり、中小事務所出身者も出身国(の人口)や経験を考慮して実務家枠には適切に含まれているという回答があった。

個別基準の説明に関しては、品質管理基準の改訂と、LCEの監査<sup>vi</sup>に多くの時間が割かれた。そのほかに、中小事務所に対して影響が大きい分野は、ISA500「監査証拠」(職業的懐疑心/テクノロジー/

データ分析を含む。)の改訂と考えられる。

## 8 業務のトランスフォーメーション・ロードマップ

SMPCは、ここ数年の間、中小事務所の変革の実践に重点を置き、特に「テクノロジーの採用」、「人材マネジメント」、及び「アドバイザリー・サービスの構築」という3つのコア分野で中小事務所を支援するGlobal Knowledge Gatewayに報告書を投稿してきた。2019年6月、SMPCの小規模事務所支援タスク・フォース(SBSTF)は、これらの分野における重要なメッセージを、アクションプランとして1つの文書にまとめることについて議論し、2019年9月に、4つの分野に焦点を当てたフィードバックを提供した。

この4つの分野とは、①「変化を受け入れること」、②「テクノロジーを活用すること」、③「人材マネジメントに焦点を当てること」、④「事務所の運営モデルを発展させ、アドバイザリー・サービスを構築すること」である。そこで、同タスク・フォースがフィードバックを取りまとめた「実践変革アクションプラン-未来へのロードマップ(PRACTICE TRANSFORMATION ACTION PLAN - A ROADMAP TO THE FUTURE)」の内容案について報告を行った。

①「変化を受け入れること」では、中小事務所にとって、人工知能(AI)、ビッグデータ、ブロックチェーンなどのテクノロジーの影響から逃れることが難しくなっており、すべての組織は、その規模にかかわらず変革する必要がある。将来のニーズに対応するために、実務家はこの新しい環境に適応し、進化する必要があるとしている。ここで重要なのは、オープンで機敏なマインドセット

を持ち、コンスタントな変化というコンセプトを受け入れることである。

②「テクノロジーを活用すること」では、将来成功するすべての中小事務所にとって基本となるのは、技術開発を取り入れて業務効率を改善し、クライアントへのサービス方法を改善して提供されるサービスの範囲を拡大することである。そのために、i)環境スキャンの実施、ii)長期戦略に沿った現実的な実施計画の策定、iii)クラウドの採用、iv)社内テクノロジー・チャンピオンの選定とサポート、v)テクノロジーを通じて(オンサイトでなくても)クライアントに関与できるといった、5つのステップが重要であるとしている。

③「人材マネジメントに焦点を当てること」に関して、スタッフは、中小事務所の最も貴重な資産であり、人材管理への投資を最優先すべきであるとしている。そのために、i)継続的な学習と開発(生涯学習)の提供、ii)スタッフによる改革の促進、iii)透明性のあるキャリア昇進の対話への参加、iv)フレックスタイムの導入、v)多様な採用手法の活用の5つのステップが必要であるとしている。

④「事務所の運営モデルを発展させ、アドバイザリー・サービスを構築すること」とは、アウトソーシングと自動化によって事務所の効率化が可能になり、業務運営モデルが変化する可能性のことである。若いスタッフは減少するが、デジタル化に精通した中堅スタッフが増加することにより、組織構造がフラットになる。中小事務所の物理的な場所も、リモート/仮想環境での作業の増加に伴って変化する可能性があり、その結果、物理的なオフィススペースの必要性が少なくなると考えられている。また、中小事務所の収入の大部分

は、コンプライアンス、監査、税務などの従来型のサービスによって生み出されているものの、一部の国・地域ではビジネス・アドバイザー・サービスの提供が増加し、多様化している。中小事務所は、中小企業のクライアントに対する深い知識と理解を有しており、幅広いサービスを提供できる立場にある。したがって、将来的には、アドバイザー・サービスの分野を発展させることが必要であると考えられている。そのために、i) トランザクション・サービスから戦略的サービスへの移行、ii) 提供されたサービスの再評価、iii) ニッチ市場への参入、iv) ネットワークを使用による価値の追加、v) 定期的な戦略的レビューの実施の5つのステップが必要であるとしている。

この報告案に対して様々なコメントが寄せられた。そこでは、中小事務所に対するPAOのサポートを明確にすべきであるといった意見から、中小事務所は優れた品質管理システムを持つことが重要であるといった意見、あるいは、将来の中小事務所にとって、ITエンジニアや弁護士といった、他の専門職との連携が重要になるのではないかとといった意見が述べられた。

#### <注>

- i 福川裕徳・山田雅弘著「国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク会議報告—非保証業務、報酬、テクノロジー—」本誌2020年1月号92頁参照
- ii 日本では、多くの中小事務所が上場会社の監査を担っており、ヨーロッパで生じている上場会社監査市場が寡占化さ

れている状況とは異なる。また、筆者が会議期間中に聞き取りを行った限りでは、中国やインドなどの中小事務所も、上場会社やPIEへの報酬依存度が高いケースがあるようで、当該提案が最終化された場合、両国の中小事務所も影響を受ける可能性がある。また、米国の上場会社における中小事務所の市場シェアも日本よりも高いが、米国では依存度に関する職業倫理上の数値基準は有していないし、これからこの点に関し、IESBA倫理規程を導入することは少なくとも今後、3年から5年程度の中期的には一なさそうであるし、実務上も問題は生じていないということであった。

- iii 拙稿「IFAC—中小事務所委員会 (SMPC) ニューヨーク会議報告」本誌2019年9月号136頁以下、詳細は以下参照

[http://www.edinburgh-group.org/media/7266/edinburgh\\_group\\_report\\_smp\\_of\\_the\\_future\\_in\\_a\\_changing\\_world\\_2019.pdf](http://www.edinburgh-group.org/media/7266/edinburgh_group_report_smp_of_the_future_in_a_changing_world_2019.pdf)

(2019年11月19日閲覧)

- iv 2018年予算法により、2019年1月1日以降、イタリアにおいてVAT課税対象者(居住者又はイタリアに設立された企業)間で行われる商品の供給及びサービスの提供に対して、電子請求書の発行が義務化された。電子請求書は、構造化された電子形式のIT文書であり、電子的システムによってこの文書を受信者に配信される。

- v この報告書は、増大し続ける規制の負担によって、顧客が必要とする、アクセス可能で、かつ、手頃なサービスを提供

することが妨げられているという問題意識のもと、オーストラリアの会計士とその顧客に対する規制上の負担の大きさと影響の両方を評価するために、CPA オーストラリアのメンバー並びに個人及び中小企業の顧客へ行った調査レポートである。詳細は以下参照

<https://www.cpaaustralia.com.au/public-practice/toolkit/regulatory-burden>

(2019年11月23日閲覧)

- vi LCEの監査に関して、ウェブアンケートには、世界から1,706件の回答があり、少なくとも、回答者からはグローバルレベルでの解決に対する大きな支持があり、解決すべき緊急課題があることも確認された。同アンケートの分析によると、LCE監査の問題の根本は、①監査が価値あるものと考えられていないことと、②監査報酬のプレッシャーが、最も影響のある事項であったとのことである。また、アンケートでは、①別個の基準の開発を支持する意見が45%(ISAに基づく基準を60%が支持、別個のフレームワークに基づく基準を38%が支持)、②ISAの改訂は16%、③ガイダンスの開発が37%ということであった。他の課題としては、LCEとは何かという定義が決まっていないことである。2019年のIAASB会議からフィードバックの検討が開始され、将来のアクションの決定は2020年前半に行われるそうである。ヨーロッパ出身のSMPC委員を中心に、このプロジェクトの推進への強い支持があった。